令和7年度違反建築防止週間 一斉公開建築パトロール実施結果

(都道府県名・秋田県)

										门亦和,少		
	点検件数	違反建築物	事項別違反件数								E指導件数	
実施日	(棟)	件数(棟)	無確認建築	道路関係 違反	容積率・建蔽 率・高さ・斜線 制限違反	用途違反	その他	合計			使用禁止	その他
10月16日	59	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	37	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0
	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月16日	9	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
10月16日	27	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
計	95 a	0 b	0	0	0	0	0	0	11 c	0	0	0
0.00% (b/a*100)								11.58%	(c/a*100))		
10月18日	96	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0
		0.00%							8. 33%			
	10月16日 10月16日 10月16日 計	10月16日 59 9 37 13 10月16日 9 10月16日 27 計 a	実施日 (棟) 件数 (棟) 10月16日 59 0 9 0 37 0 13 0 10月16日 9 0 10月16日 27 0 計 95 0 10月18日 96 0	実施日 (棟) 件数(棟) 無確認建築 10月16日 59 0 0 9 0 0 37 0 0 13 0 0 10月16日 9 0 0 10月16日 27 0 0 計 95 0 0 0.00% (b/a*100)	実施目 (棟) 件数(棟) 無確認建築 道路関係 違反 10月16日 59 0 0 0 9 0 0 0 37 0 0 0 10月16日 9 0 0 0 10月16日 27 0 0 0 計 95 0 0 0 10月18日 96 0 0 0 10月18日 96 0 0 0	実施日 (棟) 件数(棟) 無確認建築 道路関係 違反 容積率・建廠 率・高さ・斜線 制限違反 10月16日 59 0 0 0 0 37 0 0 0 0 10月16日 9 0 0 0 0 10月16日 27 0 0 0 0 計 9 0 0 0 0 10月18日 96 0 0 0 0 0 10月18日 96 0 0 0 0 0	実施日 (棟) 件数(棟) 無確認建築 道路関係 違反 資産反 報報 + 高さ・斜線 制限違反 違反 用途違反 場所 報報 中 高さ・斜線 制限違反 報報 + 高さ・斜線 制限違反 制限違反 制限違反 10月16日 9 0 0 0 0 0 37 0 0 0 0 0 13 0 0 0 0 0 10月16日 9 0 0 0 0 0 計 95 0 0 0 0 0 0 10月18日 96 0 0 0 0 0 0	実施日 (棟) 件数(棟) 無確認建築 道路関係 違反 容積率 海高 · 斜線 中高 · 名線 中高 · 名線 中高 · 名線 神間保達区 用途違反 その他 10月16日 59 0 0 0 0 0 0 37 0 0 0 0 0 0 0 10月16日 9 0 0 0 0 0 0 10月16日 27 0 0 0 0 0 0 計 95 0 0 0 0 0 0 10月18日 96 0 0 0 0 0 0 0	実施日 (棟) 件数(棟) 無確認建築 道路関係 常高さ、海線 中高さ、海線 前限違反 用途違反 その他 合計 10月16日 59 0 0 0 0 0 0 0 0 37 0 0 0 0 0 0 0 0 0 10月16日 9 0 0 0 0 0 0 0 0 10月16日 27 0 0 0 0 0 0 0 0 計 a 95 0 0 0 0 0 0 0 0 10月18日 96 0 0 0 0 0 0 0 0 0	実施日 点検件数 (棟) 違反建築物 (件数 (棟) 無確認建築 無確認建築 無確認建築 違反 道路関係 事項別違反件数 事項別違反件数 事項別違反件数 事項別違反件数 用途違反 事項別違反件数 用途違反 事項別違反件数 用途違反 等項書・地廠 前限違反 等可 等可 等可 等可 等可 等可 等可 等可 等可 等可 等可 等可 等可	実施日 点検件数 (棟) 違反建築物 件数(棟) 事項別達反件数 無確認建築 違反 事項別達反性数 育報率 + 複數	実施日 (棟) 件数(棟) 無確認建築 造成 (幸福平・特殊 (幸福年・特殊 (東京・新報) 開途車反 (本京・新報) 開発車 (本英停止) 「本掲示建築

[※] 大館市、大仙市は地域振興局と合同で行ったため、実績は地域振興局に計上している。 ※ 是正指導件数欄の「工事施工作業停止」及び「使用禁止」には、緊急の工事停止命令(法第9条10項)及び使用禁止命令(法第9条第7項)のほか、 工事停止の行政指導及び使用禁止の行政指導(いわゆる「赤紙」等の貼付及び是正勧告書等の交付等)を講じたものをいい、単に口頭で指示したものは含まない。 ※ 是正指導件数欄の「その他」には、出頭指示等(口頭によるものを含む)を記入し、確認表示板の掲示を指示した件数は含まない。